

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 障がい者スポーツ協会協議会運営規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第51条第1項に基づき、障がい者スポーツ協会協議会（以下「協会協議会」という。）の運営に関する規程を定め、地域の障がい者スポーツに関する諸問題を協議し、情報交換を行い、地域の障がい者スポーツの振興を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 協会協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の障がい者スポーツに関する各種情報の交換に関すること。
- (2) 障がい者スポーツ協会相互の連絡、調整に関すること。
- (3) 本協会と都道府県・指定都市の障がい者スポーツ協会との連絡、調整に関すること。
- (4) その他、協会協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 協会協議会は、原則として都道府県または指定都市を単位とする障がい者スポーツ協会が構成員となり組織する。

(登録)

第4条 前条に掲げる構成員となるときは、次の書類を添えて協会に登録申請しなければならない。

- (1) 登録申請書
- (2) 定款、寄付行為または規約
- (3) 役員名簿
- (4) 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、又は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による法人格取得団体は、法人登記簿謄本
- (5) 当該年度事業計画書及び収支予算書
- (6) 前年度事業報告書及び収支決算書
- (7) その他参考資料（団体の概要の分かるもの）、当協会が必要と判断した書類

(協会協議会会議の招集及び開催)

第5条 協会協議会会議は本協会会長が招集し、会議の進行は会長が指名した者がおこなう。

(協会協議会会議の参加)

第6条 協会協議会の構成員以外の者から協会協議会会議の参加の申し出があり、会長が認めるときは、これを参加させることができる。

(経費)

第7条 協会協議会会議の開催に要する経費は、原則本協会負担とする。ただし、必要に応じ構成員から徴収することができる。

2 協会協議会会議の参加に要する経費は、構成員の負担とする。

(報告及び届出)

第8条 構成員としての継続を希望する障がい者スポーツ協会は、毎年3月末日までに当該年度の事業計画書及び収支予算書並びに役員名簿を添えて本協会に提出しなければならない。

2 構成員は、毎年6月末日までに前年度の事業報告書及び収支決算書を本協会に提出しなければならない。

3 第4条にある登録申請書の内容及び定款、寄付行為または規約並びに役員名簿に変更があるときは、その旨を速やかに書面にて本協会に提出しなければならない。

(脱会)

第9条 協会協議会を脱会しようとするときは、理由書を本協会に提出しなければならない。

(除名)

第10条 構成員がその要件を喪失したとき及び構成員として不相当と認められたときは、協会協議会の議決により除名することができる。

(事務局)

第11条 協会協議会の事務を処理するため事務局を本協会に置く。

附則

1 この規程は、平成12年3月15日から施行する。

2 この規程は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の設立の登記の日（平成23年12月1日）から施行する。

3 この規程は、平成27年3月3日から施行する。